

○大阪市港湾施設条例（抜粋）

（行為の制限）

第 11 条 施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して利用すること
- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (4) ロケーションをすること
- (5) 次に掲げる物を取り扱うこと

ア 爆発物又は燃焼しやすい物

イ 感染症を感染させるおそれのある物

ウ 他の物を汚損し、又はき損するおそれのある物

エ 損傷し、又は腐敗しやすい物

オ その他市長が施設の管理上支障があると認める物

- (6) 市長が施設の管理上支障があると認めて指定した区域に駐車すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるもの

2 占有者は、占有の目的が前項各号に掲げるものであるときは前項の許可を受けることを要しない。

3 第 1 項に定めるもののほか、臨港道路等において次に掲げる行為をしようとする者は、同項の許可を受けなければならない。

(1) 臨港道路等に関する改良又は維持若しくは補修工事をする事

(2) 車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)第 3 条に規定する最高限度を超える車両を通行させる事

4 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるものとして市規則で定める場合は、第 1 項の許可を受けることを要しない。

5 第 1 項に定めるもののほか、鉄道基盤施設において当該施設に関する改良又は維持若しくは補修工事をしようとする者は、同項の許可を受けなければならない。

○大阪市港湾施設条例施行規則（抜粋）

(行為の制限に係る申請等)

第 10 条 条例第 11 条第 1 項の許可を受けようとする者(同条第 3 項又は第 5 項に規定する者を除く。)は、第 6 号様式による行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第 11 条第 3 項又は第 5 項の規定により同条第 1 項の許可を受けようとする者は、第 7 号様式による行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 条例第 11 条第 4 項の市規則で定める場合は、同条第 3 項第 2 号に規定する車両のうち別表第 3 に定める最高限度を超えない海上コンテナ用のセミトレーラ連結車を市長が定める運行経路において通行させる場合とする。